

契約説明書

入札順 1/1

工事名	大崎上島町少量危険物倉庫新築工事
工事場所	豊田郡大崎上島町東野
入札(予定)年月日	令和8年1月13日(火) 13時30分
入札場所	大崎上島町役場本庁入札室
予定期	着手 契約締結の日の翌日 完成 令和8年3月25日
特約事項	前金払 : 有 (4/10以内) 中間前金払 : 有 (2/10以内) 部分払 : 有 (9/10以内、支払限度回数1回)
最低制限価格	有
契約保証金	要
その他	・大崎上島町財務規則、建設工事執行規則及び建設業法等関係法令の定めるところによる。

入札条件

1 入札保証金

大崎上島町財務規則第98条第2項の規定により、免除する。

2 契約保証金

- (1) 請負人は、契約の締結と同時に次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、(オ)の場合においては、履行保証保険締結後、直ちにその保険証券を町長に寄託しなければならない。
 - (ア) 契約保証金の納付
 - (イ) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (ウ) 契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (エ) 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (オ) 契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) 契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額及び保証の額は、請負代金額の10分の1とする。
- (3) 契約保証金及び契約保証金の納付に代えて提供された担保は、契約履行完了後に還付する。なお、契約保証金については、工事又は給付の完了の確認又は検査が終了したのち、契約の相手方から入札（契約）保証金還付請求書の提出を受けてこれと引換えに還付するものとする。
- (4) 契約保証金には、利子は付かない。

3 入札執行上の注意事項

- (1) 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除き、入札室の出入りを禁止する。
- (2) 入札執行中は、入札者の私語、放言等は禁止する。
- (3) 入札室には入札に必要な者以外は入室してはならない。ただし、入札執行者が特に必要と認めた場合又は共同企業体を結成している場合は2名まで入室を可とする。
- (4) 入札書の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。
- (5) 提出された入札書及び工事費内訳書の書換え、引替え、又は撤回は、認めない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とし、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 代理入札

入札者の代理人として入札しようとする者は、あらかじめ委任状を提出して代理人として確認を受けなければならない。

5 工事費内訳書について

- (1) この工事は、入札参加者から入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。入札の際

に、工事費内訳書の提出がない場合、入札に参加することができない。

工事費内訳書の提出方法等については、書面により工事費内訳書を作成し、次の事項を記載し、入札書を提出する際に提出すること。

(ア) 提出者の商号又は名称及び代表者名

(イ) 当該入札等に係る建設工事等の名称及び場所

(2) 工事費内訳書については、本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載を求めるが、様式は指定しないものとする。

(3) 提出された工事費内訳書が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなし、その者が行った入札を無効とする。

(ア) 記名押印がない場合

(イ) 工事名に誤りがある場合

(ウ) 本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載がない場合

(エ) 入札書に記載した価格と入札時に提出された工事費内訳書に記載している工事費総額が相違している場合

(4) 入札参加者は、適切な見積りに基づいて入札するよう努めなければならない。

(5) 入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められる場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出するものとする。

(6) 工事費内訳書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(7) 提出された工事費内訳書は、返却しないものとする。

6 落札者の決定

(1) 落札者は、町の予定価格以内で最低価格の入札をした者とする。ただし、最低制限価格の設定のある場合は、予定価格以内であって最低制限価格以上の最低価格の入札をした者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、くじ引きを拒否することはできない。

7 無効入札に関する事項

次に該当する場合は、その入札を無効にする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 工事名に誤りがある場合

(3) 記名押印のない入札

(4) 金額を訂正した入札

(5) 入札が取り消すことができる無能力者の意志表示であるとき。

(6) 契約担当職員が定めた入札に関する条件に違反したとき。

(7) 入札者が2以上の入札をしたとき。

(8) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をして入札をしたとき。

(9) 入札者が連合（談合）して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。

(10) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

(11) 工事費内訳書の提出がないとき。

8 再度入札

再度入札は、行わない。

9 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札時までいつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次に掲げるところにより行うものとする。
 - (ア) 入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。
 - (イ) 入札中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

10 入札の打ち切り

指名競争入札を打ち切る場合は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入札前にあっては、指名を受けた者が1人を残し他の指名を受けた者が辞退した場合
- (2) 入札中（再度入札を除く。）にあっては、入札参加者1人を残し他の参加者が辞退し又は無効となった場合

11 建設リサイクル法関係書面の提出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年度法律第104号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する「対象建設工事」（下記《対象建設工事の定義》参照）を請け負おうとする者は、法第12条第1項に基づき、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。）第4条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から4日以内に、発注者（工事担当課）に対して、「法第12条第1項に基づく書面」を提出し、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明した後、発注者（契約担当課）に対して、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

- (1) 「法第12条第1項に基づく書面」は、別紙様式（12条関係様式）により作成すること。
- (2) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」は、別紙様式（13条関係様式）により作成すること。
- (3) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化に要する費用」は直接工事費とすること。
- (4) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「再資源化に要する費用」は、特定建設

資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとすること。

《対象建設工事の定義》

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（1品目以上）

- ① コンクリート
- ② コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③ 木材
- ④ アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 80m ² 以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500m ² 以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 1億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額 500万円以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築に係る床面積をいう。

12 現場代理人届並びに工程表の届出

現場代理人届並びに工程表については、契約締結後14日以内に届け出ること。

13 建設業退職金共済制度について

受注者は、工事に係る建設業退職金共済制度における共済証紙（以下「共済証紙」という。）を購入した場合（工事請負契約の変更等により追加購入した場合も含む。）は、購入状況を工事完成時までに発注者に書面で報告するものとする。この報告に当たっては、共済証紙を販売する金融機関が発行する発注者用掛金収納書を添付するものとする。

14 その他の留意事項

- (1) 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。
- (2) 建設業法に違反する一括下請契約、いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態により工事を実施する等契約当事者間の信頼を損なう行為は行わないこと。
- (3) 入札に際し、不正な行為又は疑惑を招く行為は行わないこと。

15 質問書の提出

入札に参加しようとする者は、入札閲覧仕様書（契約条項、仕様書、図面等をいう。）に関して質問がある場合は、次により入札閲覧仕様書に関する質問書を提出することができる。

(1) 提出方法

書面又はFaxにより大崎上島町総務課行政係に提出すること。

(2) 提出期限

原則、質問書は、入札日の前週金曜日（入札日が月曜日又は月曜日が閉庁日の場合は、前週木曜日）の午前中までに提出すること。

令和 7 年度

課長	主幹	係長	検算	設計

大崎上島町少量危険物倉庫新築工事 仕様書

事業所在地 豊田郡大崎上島町東野

事業主体名 大崎上島町総務課

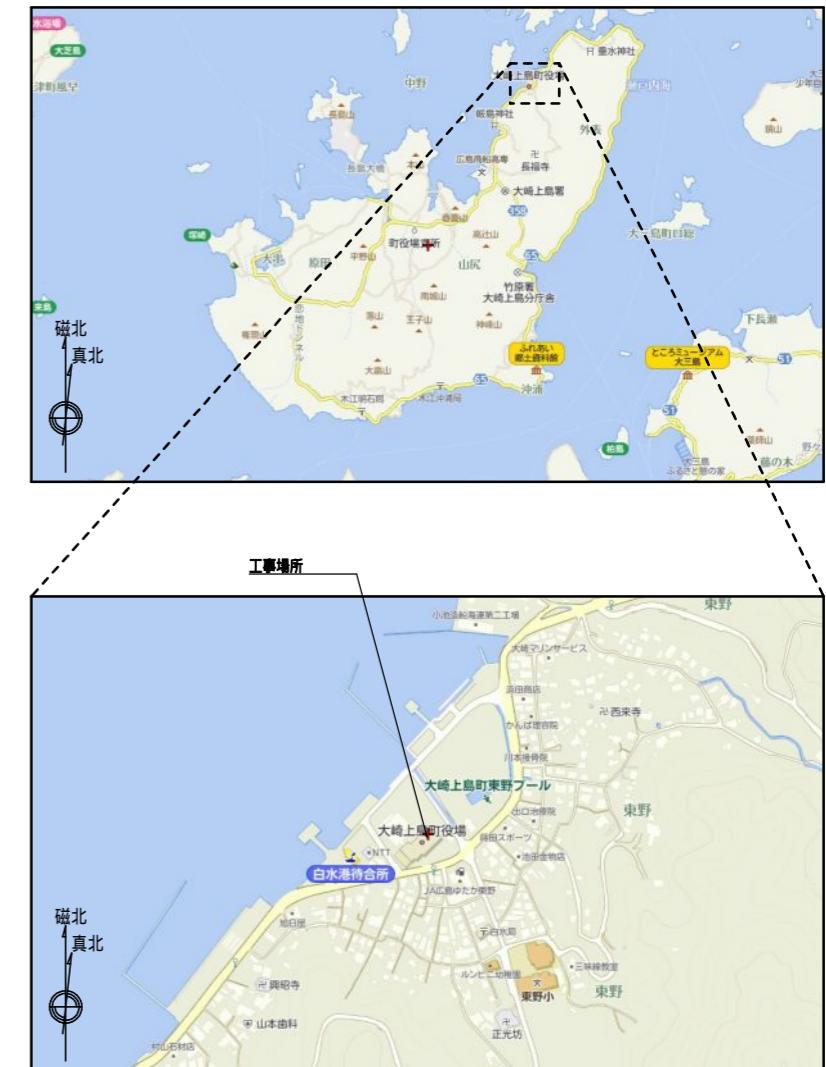
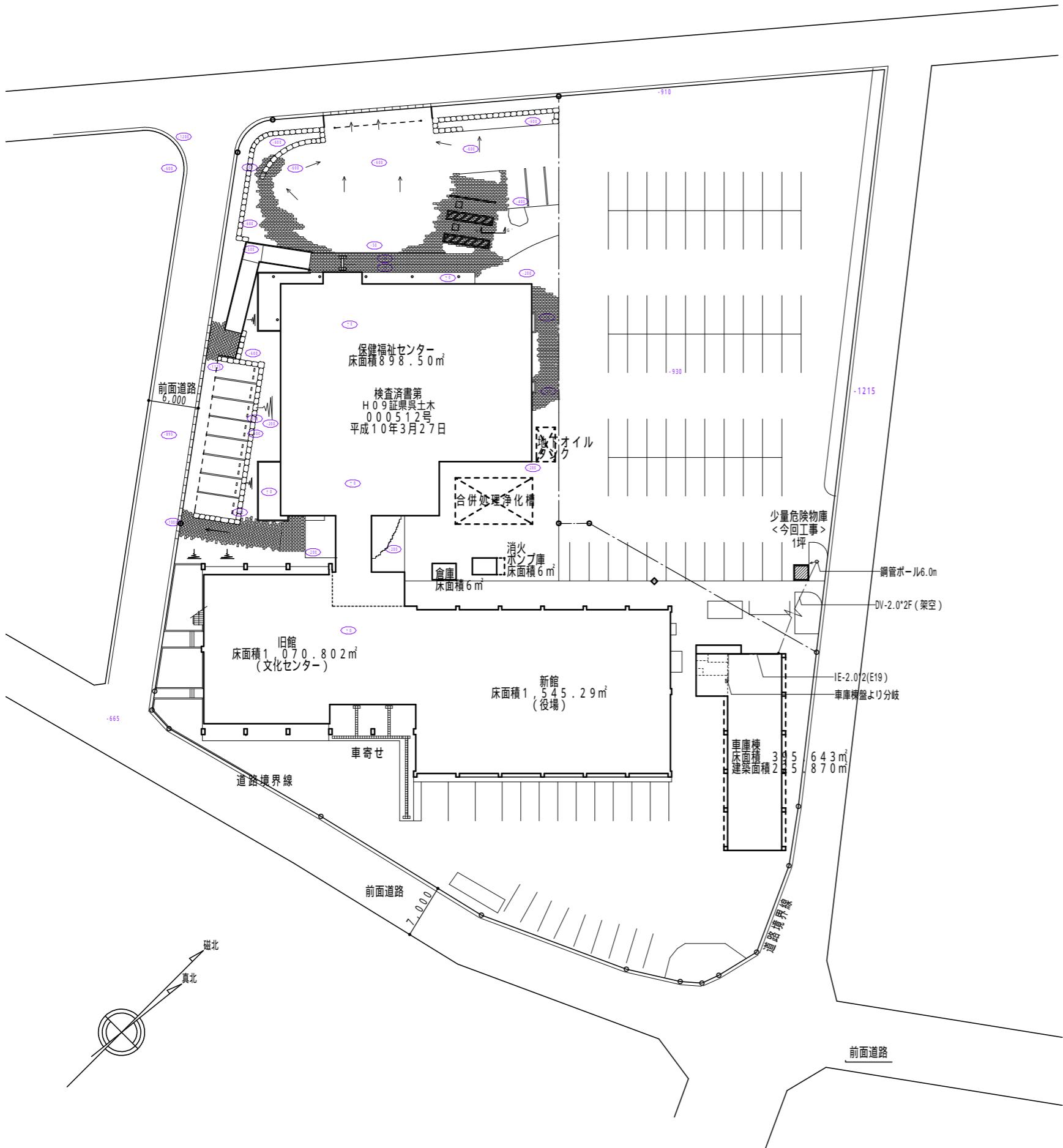
地区名 豊田郡大崎上島町東野

番号	名 称	摘要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
	大崎上島町少量危険物倉庫新築工事						
A	建 築 工 事			1 式			
B	電 気 設 備 工 事			1 式			
	直 接 工 事 費						
	共 通 仮 設 費			1 式			
	指 定 仮 設 費			1 式			
	現 場 管 理 費			1 式			
	一 般 管 理 費			1 式			
	合 計						
	消 費 税						
	總 合 計						

番号	名 称	摘要	数量	単位	単 価	金 額	備 考	
2	基 础 工 事							
	根切り	総堀り	5.0	m3				
	床つけ		12.0	m2				
	埋め戻し	B種	1.0	m3				
	残土運搬		4.0	m3				
	残土処分		4.0	m3				
	機械運搬		1.0	式				
	捨てコンクリート	捨コン 土間下Fc=18N/mm ² S=15cm	1.5	m3				
	コンクリート打設手間	捨コン打設	1.5	m3				
	碎石	厚150 RC-40	1.8	m3				
	異形鉄筋	SD295A D10	0.30	t				
	鉄筋加工組立		0.30	t				
	鉄筋運搬費		0.30	t				
	普通コンクリート	捨コン 土間下Fc=18N/mm ² S=15cm	2.4					
	コンクリート打設手間	基礎打設	2.4	m3				
	コンクリート打設小規模	基礎打設	1.0	式				
	普通合板型枠	基礎	1.6	m ²				
	型枠運搬		1.6	m ²				
	アンカーボルトM12		8.00	本				
	小 計							

大崎上島町少量危険物倉庫新築工事

建築図		
図番	図面名称	縮尺
A - 0 1	建築工事特記仕様書	-
A - 0 2	付近見取図、配置図 電機引込図（大崎上島本庁舎）	1/600
A - 0 3	少量危険物庫 DB-2 参考図	1/40
A - 0 4	付近見取図、配置図 電機引込図（東野防災備蓄倉庫）	1/500
A - 0 5	少量危険物庫 DB-1 (参考図)	1/40

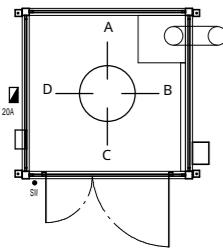


■ 既存建物
■ 大崎上島町少額危険物倉庫<今回工事建物>

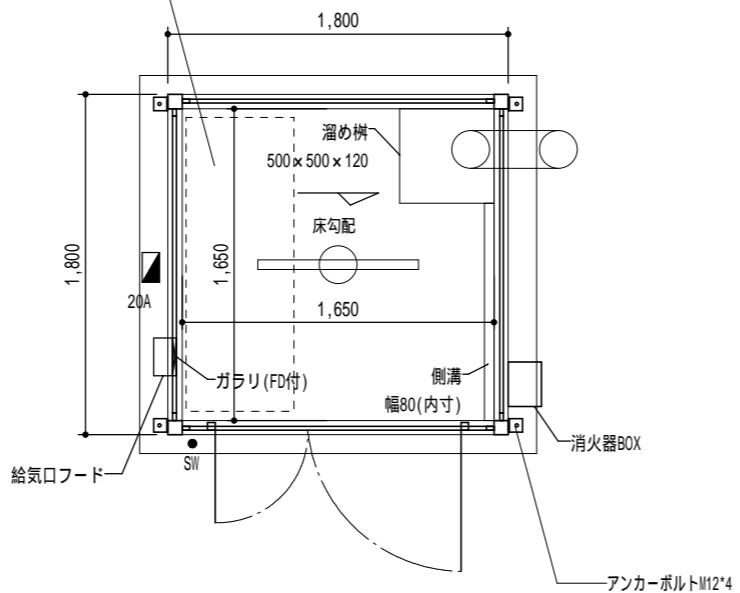
今回工事項目

- ・建築工事 (養生及び片付け)
既存アスファルト撤去
少額危険物倉庫 (既製品) 1坪設置
基礎工事
- ・消防届出等
- ・電気設備工事 (電源引込工事)

特記事項
 駐車場の一部での工事であるため、駐車場利用に配慮した仮設計画を行い、設置位置や工程等と合わせ協議の上、工事を行う。
 適宜仮囲い交通誘導員の配置を行う。
 近隣での工事車両の通行には誘導員配置等を行ない安全に配慮する。

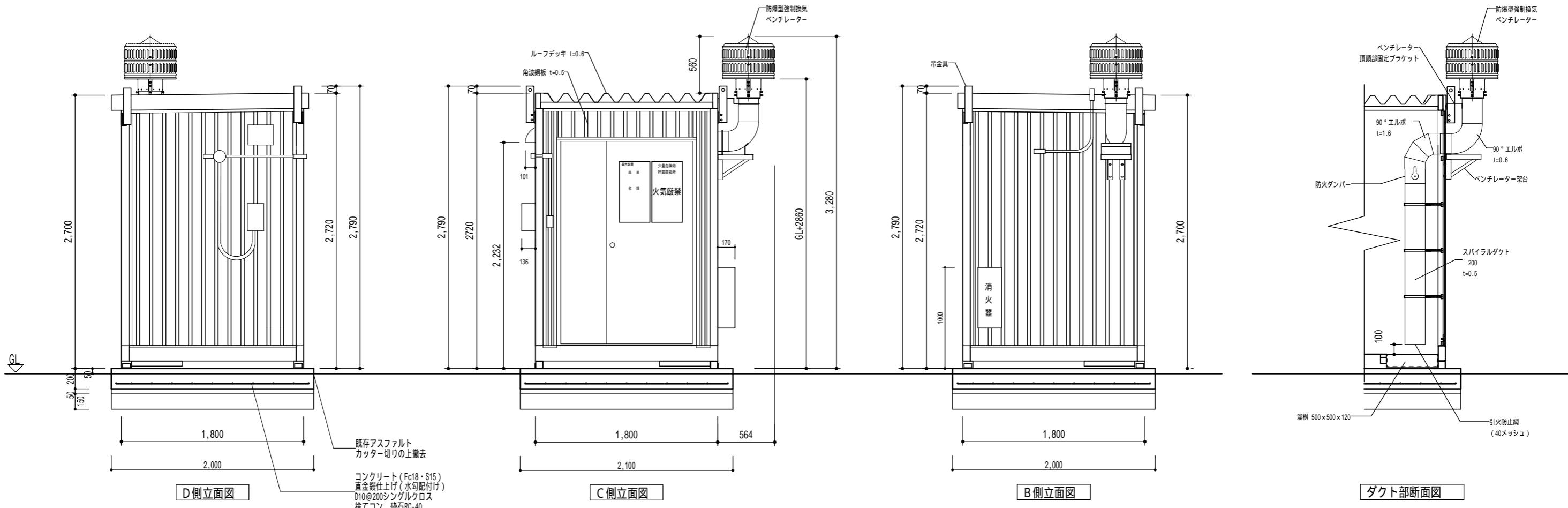


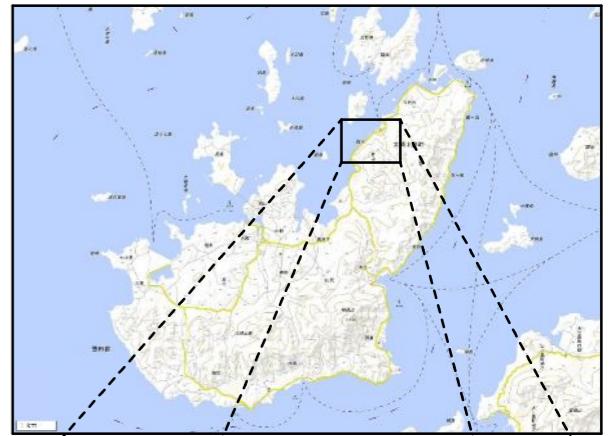
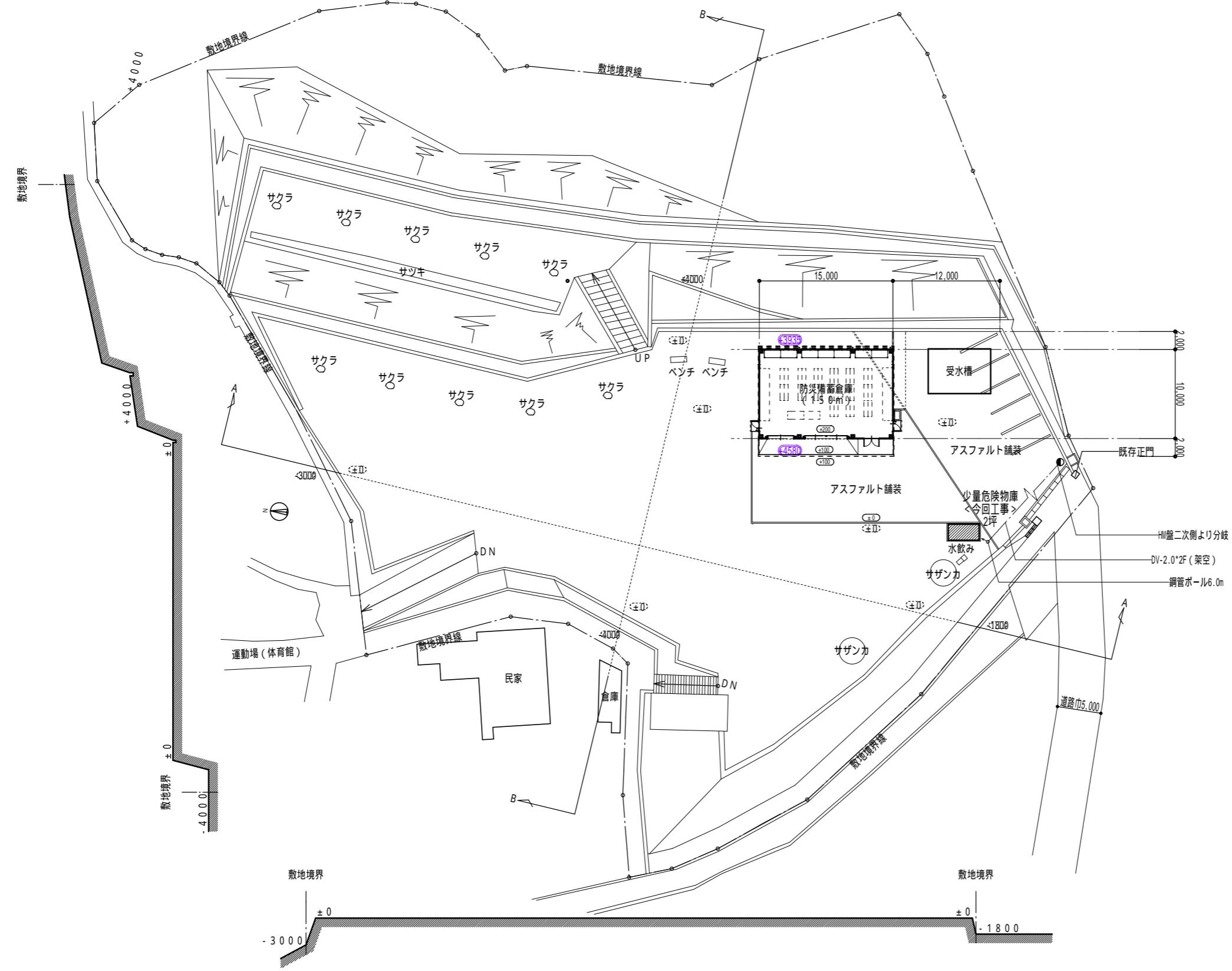
危険物保管内ラック
中量ボルトレスラック
h2100*w1555*d571 1台



平面図

形式	DB-1 少量危険物保管庫 1坪
仕様	
構造体	軽量角型鋼管(柱・梁・土台)
外壁	亜鉛メッキカラ 鋼板 t=0.5mm
内壁	外壁裏面表し
屋根	ルーフデッキ t=0.6mm
天井	なし
床	縞鋼板 t=4.5mm(継ぎ手全溶接)
本体寸法W×D×H	W1800×D1800×H2720(mm)
面積	外寸3.24m ² (約1坪)
室内高	最大2415mm
重量	約750kg
コンセント	無し
ブレーカー	20A(外部金属ボックス内)(配管は厚鋼電線管)
照明	防爆型LED照明(40W1灯相当)
建具	スチールドア(親子扉自動閉鎖式)W1300×H2000(特定防火設備)
給気設備	ガラリ(FD付) 引火防止網(40メッシュ)
換気設備	防爆型強制換気ベンチレーター(ガルバリウム鋼板製、FD付)





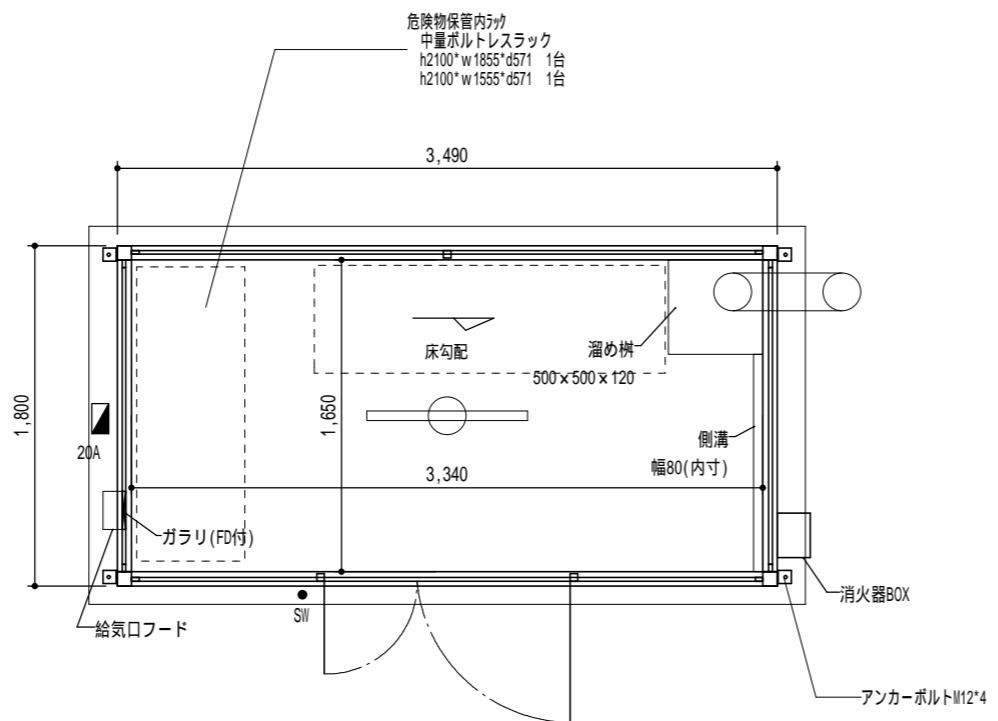
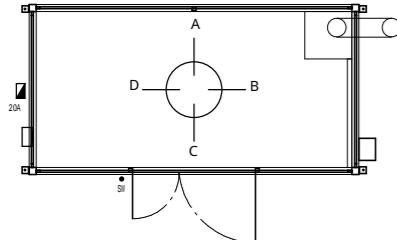
既存建物

- 回工事 項目
- ・建築工事 (養生及び片付け)
- 少量危険物倉庫 (既製品) 2坪設置
- 基礎工事
- 消防届出等
- ・電気設備工事 (電源引込工事)

特記事項

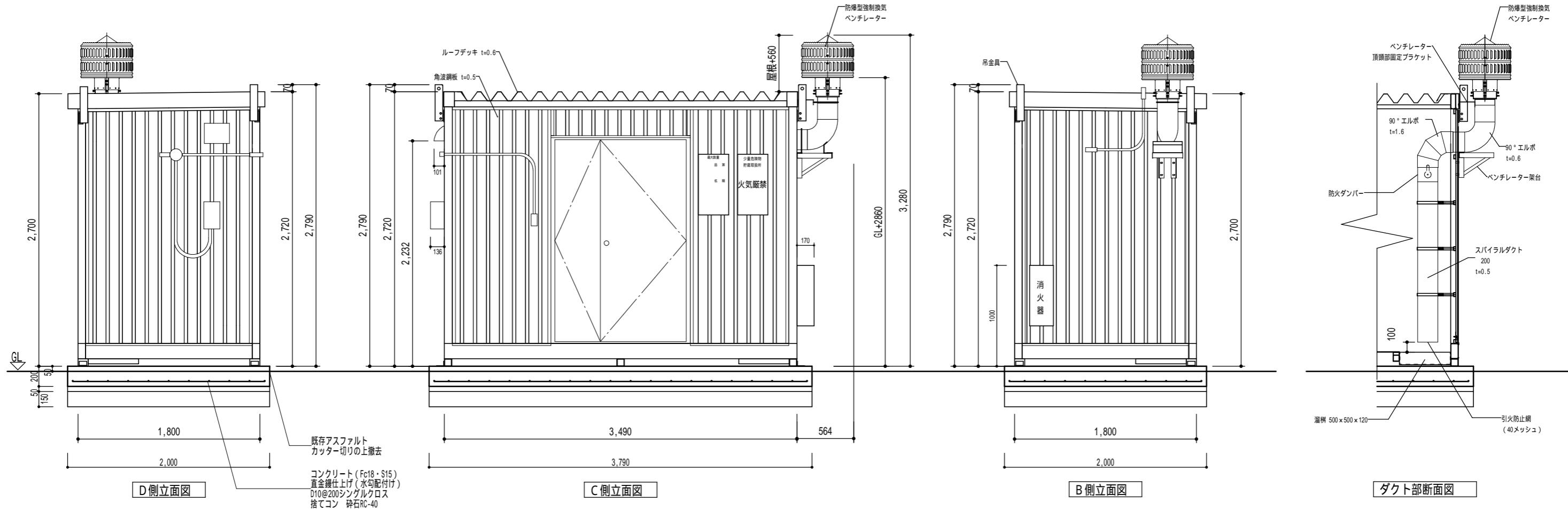
防災備蓄倉庫敷地の一部での工事であるため
非常時の対応等に配慮した仮設計画を行い、設
置位置や工程等と合わせ協議の上、工事を行う。

近隣での工事車両の通行には誘導員配置等
を行ない安全に配慮する。



形式	
仕様	DB-2 少量危険物保管庫 2坪
構造体	軽量角型鋼管(柱・梁・土台)
外壁	亜鉛メッキカラ 鋼板 $t=0.5\text{mm}$
内壁	外壁裏面表し
屋根	ルーフデッキ $t=0.6\text{mm}$
天井	なし
床	縞鋼板 $t=4.5\text{mm}$ (継ぎ手全溶接)
本体寸法W×D×H	W1800×D3490×H2720(mm)
面積	外寸6.28m ² (約1.9坪)
室内高	最大2415mm
重量	約1060kg
コンセント	無し
ブレーカー	20A(外部金属ボックス内)(配管は厚鋼電線管)
照明	防爆型LED照明(40W1灯相当)
建具	スチールドア(親子扉自動閉鎖式)W1300×H2000(特定防火設備)
給気設備	ガラリ(FD付) 引火防止網(40メッシュ)
換気設備	防爆型強制換気ベンチレーター(ガルバリウム鋼板製、FD付)

平面図



ワールドシェアセーリング
DB-2 少量危険物保管庫2坪 同等品以上